

改正

平成20年6月1日訓令第12号

令和2年10月14日訓令第23号

会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、会津美里町における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格業者に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格業者 会津美里町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成17年会津美里町告示第25号）第5条第1項に規定する有資格業者

(2) 共同企業体 会津美里町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年会津美里町告示第30号）第2条各号の共同企業体

(指名停止)

第3条 有資格業者が、別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止の措置が行われたときは、契約担当者は、指名停止期間が満了するまで当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により、別表各項の指名停止事由の二以上に該当したときは、当該各項に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1項から第6項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第6項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項に定める指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項に定める長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 第1条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5項又は第6項に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項又は第5項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 町又は他の公共機関職員が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に基づく競争入札妨害又は刑法第96条の3第2項に基づく談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(参加資格制限の公表)

第7条 この基準により指名停止を行ったときは、次に掲げる事項を町のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在地
- (4) 指名停止期間
- (5) 指名停止理由

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月1日訓令第12号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日訓令第23号)

この訓令は、令和2年10月15日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

事故等による基準

指名停止事由	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 町が発注する工事等（以下「町発注工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 町発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 町内における工事等で前号に掲げる以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方と不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>5 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められ</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>

るとき。 (工事関係者事故)	
7 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (倒産等)	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内
9 有資格者が倒産状態に陥り又は経営状態が極めて不安定となる等工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 経営状態が安定したと認められる日まで

別表第2 (第3条関係)

贈賄及び不正行為等による基準

指名停止事由	期間
(贈賄)	
1 次の各号に掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4箇月以上12箇月以内
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3箇月以上9箇月以内
(3) 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの	2箇月以上6箇月以内

(以下「使用人」という。)	
2 次の各号に掲げる者が福島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
(2) 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
(3) 使用人	1箇月以上3箇月以内
3 次の各号に掲げる者が福島県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
(2) 一般役員等	1箇月以上3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
5 町発注の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内
(建設業法違反行為)	
7 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

(不正又は不誠実な行為)

- | | |
|--|----------------------|
| 8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 |
| 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 |